

第 20 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年1月30日(木)	午後 3時 00分
閉会日時	同 上	午後 4時 09分
開催場所	桐生市市民文化会館 スカイホールB(4階)	
出席委員	24名	
	農業委員	
	1番 富田 正次郎	2番 杉戸 恵司
	3番 山形 啓子	4番 川口 賢一
	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子
	9番 坂本 久美子	10番 星野 昭彦
	11番 中島 篤	12番 渡辺 隆司
	13番 矢内 鉄男	14番 今泉 芳雄
	農地利用最適化推進委員	
	1番 金子 博一	2番 荻原 完一
	3番 武 幸一	4番 木村 聡
	5番 大澤 隆	6番 小菅 雄一郎
	7番 多和田 圭一	8番 丹羽 康博
	9番 中村 耕一郎	10番 齊藤 克代
	11番 深澤 憲司	12番 太田 亮一
	[遅刻委員]	
	[中座委員]	
	[早退委員]	
欠席委員		
議事参与	5名	
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史
	次長 山藤 健二	
	係長 石原 幸枝	
	主査 登坂 良男	
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名	
	日程第2 会期決定の件	
	日程第3 第79号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
		委員会処分 1件
	第80号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
		委員会処分 2件
	第81号議案	農地法第5条の規定による許可の取消願について
		委員会処分 1件
	第82号議案	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
		委員会処分 1件
	第83号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
		委員会処分 8件
	日程第4 報告第37号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第38号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開 会 午後 3 時 00 分

議 長

ただ今から第20回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員14名、推進委員12名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、13番矢内委員及び1番冨田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の鳥井主査を指名いたします。

日程第2「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第79号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局

はい。議長。

議 長

はい、事務局。

事 務 局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号29番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、この件について1月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6 番農業委員

はい。

議 長

はい。6番井田委員。

6 番農業委員

6番井田です。1月28日に、10番齊藤推進委員と事務局2名で現地調査に行っておりまいました。79号議案の受付番号29番について、場所は下田沢の信号を上がりまして、水口屋の手前を左折したところでございます。面積は5畝弱で、大分きれいに管理されておりました。特に問題はないと思います。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。
ないようですので、これより質疑に移ります。
ご質問はありませんか。

8 番推進委員 はい。

議 長 はい。8 番丹羽推進委員。

8 番推進委員 今回の申請の件で、地目が原野となっておりますが、よく管理されているのであれば農地でもいいような気がするのですが、原野というのはどういうことですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 登記地目上は原野となっておりますが、課税上畑となっております。現地調査で確認をしたところでは、現状は畑になっておりまして管理されているような状況でした。以上です。

議 長 それでは私から質問してもよろしいでしょうか。原野となっているのは法務局の登記上のことで、畑というのは市役所が畑で使っているとみなしているということでしょうか。

事 務 局 現況の課税は税務課の担当が現地を確認し、農地であると判断して課税を行っていますので、課税地目は畑という判断になっていると思われます。以上です。

8 番推進委員 固定資産税で評価しているのは現況の地目で評価はするのでしょうか、今回申請であがってきているものは登記簿上の地目で検討をするのではないのですか。現況地目が農地の場合でもこの場で検討をするのですか。

事 務 局 はい。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 農地法上では現況地目もしくは台帳地目のうち、どちらかが農地である場合は適用となりますので、今回の件は審議対象となっております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。ほかにありますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

第79号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第79号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第80号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号11番の立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

受付番号12番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第2種農地と判断します。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について1月28日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

6番農業委員

はい。

議長

はい。6番井田委員。

6番農業委員

はい。80号議案の受付番号11番ですが、場所は国道353号線を赤城山に向かう途中を左折し、まっすぐ進んだところの右側になります。現地は庭の一部となっております、やむを得ないのかなと思われます。受付番号12番ですが、場所は新里の赤城寺から西南に入っていくところで、親と子が隣り合わせに住宅を構えているところの近くでございます。始末書も添付されておりますので、やむを得ないと思われますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第80号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が2件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第80号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、第81号議案「農地法第5条の規定による許可の取消願」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号3番につきましては、取消事由にありますとおり、農地法第5条の許可を受けましたが、太陽光発電施設の着工の準備を進めていたところ、建設予定地に許可を受けていない農地がさらに一筆あることが判明したため、許可を取り消したい旨、申請があったものでございます。

また、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第83号議案受付番号52番で太陽光発電施設用地として5条の農地転用許可申請もされております。

これは、当初許可を受けた申請地に加え、新たに判明した1筆を含めて再度許可を受ける必要があるため、先程の5条許可の取消申請と併せて、新規の転用計画者による5条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ2つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第81号議案では、令和5年11月に許可となっております、桐農委指令第5-539号の許可を取消することについて、ご審議いただけますようお願いいたします。

議長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

８１号議案「農地法第５条の規定による許可の取消願」について、本件を許可取消相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第８１号議案は許可取消相当として承認されました。

続きまして、日程第３ 第８２号議案「農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が１件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

この計画変更申請につきましては、農地法の転用許可を受け、所有権の移転を受けた者が、転用行為を実行せず、かつ、許可取り消しが困難な場合に、必要となる手続きでございます。

受付番号２番の申請地につきましては、令和６年７月に農地法第５条の許可を受けましたが、許可当時、申請地の東側に隣接する土地に建っていた住宅に居住することを計画していましたが、既存住宅の老朽化が著しかったため、改めて申請地と隣接地の宅地を一体利用して一般住宅用地として利用するために計画変更申請が提出されたものでございます。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第８３号議案受付番号４９番で一般住宅用地として５条の農地転用許可申請もされております。

これは、申請地が農地のままであるため、こちらの５条許可の計画変更申請と併せて、新規の転用計画者による５条の許可申請も改めて必要となるものでございます。

農地法の運用上から、それぞれ２つの申請が提出されることとなりますが、ご審議いただく内容は同一のものとなります。

この第８２号議案では、令和６年７月に許可となっております、桐農委指令第６－５１１号の計画を変更することについて、ご審議いただけますようお願い

願いいたします。

議 長

以上、事務局より説明がございました。

また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

ないようですので、これより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

6 番農業委員

はい。

議 長

はい。6 番井田委員。

6 番農業委員

6 番井田です。ここは私の家のそばなんですけれども、許可からまだ半年しか経っていないのに再び許可申請をするというのは計画性がなかったのではないかと思います。既存の住宅が古いといっても事前によく見学等されていると思いますのでもう少し計画性を持って、行政書士等をいれてもらうなどして申請をしてもらいたいと思いました。以上です

ほかにございますか。私から一つ確認したいのですが、地図だと宅地の部分に個人の名前が出ているのですが、結局申請者は申請地と含めてこの方から宅地の部分を買ったということよろしいのですか。

事 務 局

はい。

議 長

はい。事務局。

事 務 局

当初の計画としましては、今回取消をする申請地の東隣にある宅地は現在空き家となっており、所有者から申請者が買って既存住宅に住みながら申請地を資材置場として利用していく予定でした。今回宅地として利用する面積が広いことから、取消の申請時に内容をよく確認をしたところ、家の古さの他に一緒に住む家族から不便を感じる部分があるという意見が出たため、新しく建て替えるという結論に至ったそうです。また宅地の土地と東側の土地との間に段差がありまして、家族の安全を考えて今回の申請地と宅地の一部を使って住宅を建てるとのことで、当時利用を考えていた資材置場につきましては宅地の東側に塀を設けて資材置場にするという形で変更を計画したということで申請が出てきております。以上です。

議 長

はい。ほかにご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第 8 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請」について、委員会処分が 1 件ございますが、本件を計画変更申請のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第 8 2 号議案は計画変更申請のとおり承認されました。

日程第 3 第 8 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、委員会処分が 8 件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局
議長
事務局

はい。議長。

はい。事務局。

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

まず、受付番号 4 5 番、4 6 番、4 8 番、5 1 番、5 2 番の立地基準につきましては、生産性は低い農地で、小集団の農地の区域内でありますので、第 2 種農地と判断します。

受付番号 4 7 番の立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第 1 種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます

受付番号 4 9 番、5 0 番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第 1 種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上 4 5 番から 5 2 番まで農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続きまして、この件について 1 月 2 8 日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

10 番推進委員

はい。

議長

はい。1 0 番齊藤推進委員。

10 番推進委員

1 0 番推進委員齊藤です。1 月 2 8 日に、6 番井田委員と事務局 2 名で現地調査に行っていました。ご報告いたします。受付番号 4 5 番につきまして、場所は堤町から宮本町にかけて観光道路を抜けたところを左折し進んだところでした。斜面のため、畑として利用していくのは難しく、資材置場として問題ないと思いました。次に受付番号 4 6 番ですが、国道 3 5 3 号線沿いのサクラソウふれあい公園の北側でした。木が伐採されており、資材置場として利

用していくのに問題ないと思いました。次に受付番号47番ですが、場所は国道353号線を赤城山に向かう途中を左折し、まっすぐ進んだところの右側になります。整地もされておりまして、問題ないと思いました。。次に受付番号48番ですが、場所は新里の赤城寺から西南に入っていったところです。申請地の隣が宅地となっており、問題ないと思いました。次に受付番号49番ですが、場所は製材所の南にあたります。資材が少々置いてありましたが、事務局が確認をするとのことでした。その他は問題ないと思いました。次に受付番号50番ですが、場所は障害者施設の隣に位置しております。障害者施設の駐車場として利用するとのことですので問題ないと思いました。次に受付番号51番ですが、場所は申請者の会社の道を挟んで反対にあり、夏になると草がすごく生い茂っていましたので駐車場用地として利用していただければいいのではないかと思います。。次に受付番号52番ですが、場所は黒保根の宿廻の信号を上がり、梨木館に向かう道の途中にあります。当初許可を受けた地番の他にもう1筆農地があることが判明したため、それを含めての申請ということで、問題はないと思いました。以上です。

議長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
また、地区担当委員で補足説明がございましたら、お願いします。

2番農業委員 はい。

議長 はい。2番杉戸委員。

2番農業委員 2番杉戸です。受付番号45番の申請地の手前はキャンプ場の開発が行われており、モトクロスのコースも設置されております。いずれも許可を受けてやっているかどうかは不明で、農業委員会とは関係ないんですけども、現地はそんな感じです。今回の申請について許可をしないという話ではないんですが、そのようなことがあるのが現状です。また申請地の周辺には県が設置した砂防ダムがあります。この話は今回の審議には関係ないんですけども、よく点検をしていただければと思います。

議長 はい。ほかに。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6番農業委員 受付番号45番の現地調査に行ってきたのですが、ここは傾斜地でして、資材置場にするにはある程度泥を持ってくる必要があると思うんですが、現地を見た限りにおいては問題ないかと思いました。むしろ整地されることを考えるといいのではないかと思います。よろしくお願いします。

議長 はい。ほかにありますか。では私からも一つ。受付番号45番について、契約内容が贈与となっておりますが、普通に考えれば売買になるかと思うのですがこの辺についてはどうなのでしょう。

6番農業委員 はい。

議長 はい。6番井田委員。

6 番農業委員 現地確認をしていただければ分かるんですが、山の行き止まりのような場所です。売買をしようにも、買い手が見つからないような場所でしたので、有効利用してもらえるのであればいいのではないかと思います。以上です。

12番農業委員 はい。

議 長 はい。12番渡辺委員。

12番農業委員 受付番号45番について、申請者が地元ではなくて東京の業者となっていてその業者がちゃんと資材置場として利用してくれるのであればいいのですが、その辺はどうですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 受付番号45番に関しましては申請者が地元の業者ではないということでよく聞き取りと調査をしたところ、申請地の北に上がっていった山奥に今回申請をされた会社が231, 968㎡所有していることが確認できました。そこから伐採される材木を置くということで申請者からも確認が取れております。以上です。

議 長 はい。ほかにありますか。

8番推進委員 はい。

議 長 はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員 受付番号52番について、関連案件が81号議案の3番ということですが、譲受人の住所が変わっていますが、当時申請したときと現在で住所が変わっているということでよろしいでしょうか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 はい。当初の申請時には香川県に所在地がありましたが、令和6年4月1日に所在地が東京都に移転したことが法人の履歴事項全部証明書で確認が取れております。以上です。

議 長 はい。よろしいでしょうか。ほかに。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第83号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が8件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

挙手全員でございます。

よって、第83号議案は許可相当として承認されました。

日程第４ 報告第３７号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第３７号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出」については１件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第３７号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

続きまして、報告第３８号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局

はい。議長。

議長

はい。事務局。

事務局

報告第３８号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」については３件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第３８号について発言のある方は挙手をお願いします。

13番農業委員

はい。

議長

はい。１３番矢内委員。

13番農業委員

１３番矢内です。２月１７日の届出の関係で、契約内容が贈与となっているんですが、山奥なんですか。

事務局

はい。

議長

はい。事務局。

事務局

この件につきましては、届出ということなので市街化区域となります。市街化調整区域であれば許可申請をおこなっていただくことになります。市街化区域なので山奥であることはないと思われます。以上です。

議長

はい。ほかにございますか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉 会 午後4時09分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会 長

1 3 番

1 番
